



「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」 に対して寄せられた意見の概要

法務省民事局 平成28年11月

成年年齢の引下げ

法制審議会の答申等を踏まえ、民法の成年年齢につき、20歳から18歳に引き下げる法改正の立案作業を実施中

意見聴取手続に至るまでの経過等

平成21年10月	法制審議会の答申
平成27年6月	公選法の選挙権年齢が18歳に引下げ
平成28年9月	成年年齢の引下げの施行方法に関する意見聴取手続（パブコメ）

意見募集の結果

193件（日本弁護士連合会、全国高等学校長協会、全国消費生活相談員協会等の団体のほか、個人の意見を含む。）

第1 改正法施行時点の18歳、19歳に達している者が改正法施行日に一斉に成年に達することによる支障の有無

- 特段支障はないとの意見と一斉施行とすることによる消費者被害の集中への懸念等から段階的施行とすべきとの意見があった。

第2 施行までの周知期間

- 3年より長い周知期間が相当であるとの意見が多数であり、3年又は3年より短い周知期間が相当であるとの意見は少数にとどまった。
- 多数意見の多くは、消費者教育などの消費者保護施策の効果を生じさせることや成年年齢が引き下がることを社会全体に浸透させるには相当長期の周知期間が必要であることを理由とするものであった。

第3 改正法の施行日

- 1月1日に賛成する意見もあったが、教育現場に混乱を生じさせないため、年度替わりの4月1日を施行日とするのが相当であるとの意見が多数を占めた。

第4 施行に伴う支障について

- 施行に伴う支障はないとの意見も少数あったものの、支障があるとの意見が大多数を占めた。
- 施行に伴う具体的な支障として、養育費の支払の終期が事実上繰り上がるとの問題を指摘するものや、新成年者がローン契約を締結することが可能となる結果多重債務者となる危険性を指摘するものもあった。
最も多かったのは、新成年者が消費者被害に遭う危険性が増大することを指摘するものであった。
- 消費者被害に対する対策としては、若年者の知識・経験の不足に乗じた契約からの救済措置を設けるべきとの意見や、消費者教育を充実させるべきとの意見があった。

今後の予定

平成28年10月～ 意見募集の結果を踏まえ立案作業を継続
⇒ 民法改正案につき、適切な時期の国会提出を目指す